

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算)</p> <p>2-3-56 ……………</p> <p>……………、<u>令第155条の27の2第1項第1号(連結国外所得金額の計算)の規定による加算を行う場合の令第141条の2第1項第1号(国外所得金額の計算)に規定する負債の利子の額、令第155条の27の2第1項第2号の規定による減算を行う場合の令第141条の2第1項第2号に規定する負債の利子の額及び令第155条の27の2第2項において準用される令第141条の2第3項……………</u></p> <p>……………</p>	<p>(繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算)</p> <p>2-3-56 ……………</p> <p>……………<u>及び令第155条の28第6項(共通費用の配賦の規定の準用)の規定により準用される令第142条第6項(共通費用の配賦)……………</u></p>

二 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>19-3-8 <u>削 除</u></p>	<p><u>(租税条約による限度税率超過税額)</u></p> <p>19-3-8 <u>連結法人が我が国と租税条約を締結している国に源泉のある所得を有する場合において、当該所得につき当該租税条約に定める限度税率(租税条約において居住者又は内国法人に対する相手国の課税につき一定の税率又は一定の割合で計算した金額を超えないものとしている場合におけるその一定の税率又は一定の割合をいう。以下19-3-8において同じ。)を超える税率により外国法人税を課されたときは、当該外国法人税の額のうち限度税率によって計算した税額を超える部分の金額については、原則としてその還付を受けるま</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(国外源泉所得に係る連結所得の金額)</u></p> <p>19-3-9 <u>令第155条の27の2第1項(連結国外所得金額の計算)に規定する「国外源泉所得(……)に係る所得のみについて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結所得の金額に相当する金額」とは、現地における外国法人税の課税上その課税標準とされた所得の金額そのものではなく、当該連結事業年度において生じた国外源泉所得(法第69条第1項(外国税額の控除)に規定する国外源泉所得をいう。以下この節において同じ。)</u>に係る所得の計算につき法(措置法その他法人税に関する法令で法以外のものを含む。)の規定を適用して計算した場合における当該連結事業年度の課税標準となるべき<u>連結所得の金額</u>をいう。</p> <p><u>(複数の国外事業所等を有する場合の取扱い)</u></p> <p>19-3-9の2 <u>連結法人の国外事業所等(法第69条第4項第1号(国外事業所等に帰せられるべき所得)に規定する国外事業所等をいう。以下19-3-9の2において同じ。)</u>が複数ある場合には、当該国外事業所等ごとに<u>連結国外所得金額(法第81条の15第1項(連結事業年度における外国税額の控除)に規定する連結国外所得金額をいう。以下この節において同じ。)</u>の計算の基礎とな</p>	<p><u>では仮払金等として損金の額に算入しないものとし、かつ、法第81条の15第1項又は第2項(連結事業年度における外国税額の控除)の規定の適用はないものとする。</u></p> <p><u>(連結国外所得金額の計算)</u></p> <p>19-3-9 <u>法第81条の15第1項(連結事業年度における外国税額の控除)に規定する連結控除限度個別帰属額の計算の基礎となる令第155条の28第1項(連結控除限度額の計算)に規定する当該連結事業年度の連結国外所得金額(以下この節において「連結国外所得金額」という。)</u>は、現地における外国法人税の課税上その課税標準とされた所得の金額そのものではなく、当該連結事業年度において生じた法第138条(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得(以下この節において「国内源泉所得」という。)以外の所得(以下この節において「国外源泉所得」という。)に係る当該連結事業年度の<u>国外所得の金額(当該連結事業年度において生じた国外源泉所得に係る所得の計算につき法(措置法その他法人税に関する法令で法以外のものを含む。)の規定を適用して計算した場合における当該連結事業年度の課税標準となるべき所得の金額をいう。)</u>に令第155条の28第3項括弧書及びただし書の規定による調整をした後の金額をいうことに留意する。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る法第69条第4項第1号に掲げる国外事業所等に帰せられるべき所得（以下この節において「国外事業所等帰属所得」という。）を認識し、連結国外所得金額の計算を行うことに留意する。</u></p> <p><u>⑥1 本文の計算には、令第155条の27の2第1項第1号及び第2号（連結国外所得金額の計算）に掲げる金額の計算が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>2 一の外国に事業活動の拠点が複数ある場合には、当該一の外国の複数の事業活動の拠点全体を一の国外事業所等として本文の認識及び計算を行うことに留意する。</u></p> <p><u>（連結国外所得金額を計算する場合の準用）</u></p> <p><u>19-3-9の3 連結法人の連結国外所得金額を計算するに当たっては、各連結法人ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(1) 法第69条第4項第1号（国外事業所等に帰せられるべき所得）に規定する内部取引から生ずる国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額を計算する場合 法人税基本通達20-5-2（内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）、20-5-5（損金の額に算入できない保証料）、20-5-7（損金の額に算入できない償却費等）、20-5-8（販売費及び一般管理費等の損金算入）及び20-5-34（資本等取引に含まれるその他これらに類する事実）の取扱い</u></p> <p><u>(2) 令第155条の27の2第1項第1号（連結国外所得金額の計算）に掲げる金額を計算する場合 法人税基本通達20-5-18（恒久的施設に係る資産等の帳簿価額の平均的な残高の意義）、20-5-19（総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義）、20-5-21（恒久的施設に帰せられる資産の意義）、20-5-23（比較対象法人の純資産の額の</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>意義</u>及び20-5-26(金銭債務の償還差損等)から20-5-30(原価に算入した負債の利子の額の調整)までの取扱い</p> <p>(3) 同項第2号に掲げる金額を計算する場合 <u>法人税基本通達20-5-15(外国保険会社等の投資資産の額の運用利回り)</u>及び20-5-26の取扱い</p> <p>(4) 同条第2項において準用される令第141条の2第3項(共通費用の額の配分)の規定により共通費用の額を配分する場合 <u>法人税基本通達20-5-9(本店配賦経費の配分の基礎となる費用の意義)</u>の取扱い</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(国際海上運輸業における運送原価の計算)</p> <p>19-3-11 <u>連結国外所得金額の計算の基礎となる法第69条第4項第14号(国際運輸業所得)</u>の国内及び国外にわたって船舶による運送の事業(以下19-3-11において「国際海上運輸業」という。)を行うことにより生ずる所得のうち<u>国外において行う業務につき生ずべき所得に係る連結所得の金額を計算する場合におけるその原価の額は、原則として個々の運送ごとに計算するのであるが、</u></p>	<p>(租税条約により条約相手国等に課税が認められた所得の取扱い)</p> <p><u>19-3-10の2 令第155条の28第4項第3号(連結控除限度額の計算)の規定の適用上、同項の国外源泉所得に係る所得に該当するものとされる所得には、例えば、租税条約の規定により条約相手国等(令第155条の27第3項(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)に規定する条約相手国等をいう。)において租税を課されることとされている不動産関連株式(その有する資産の一定割合が当該条約相手国等に存する不動産である法人の株式をいう。)の譲渡に係る所得が該当する。</u></p> <p><u>㊦ 当該不動産関連株式の譲渡により損失が生ずる場合の損失額は、連結国外所得金額の計算上、損金の額に算入することに留意する。</u></p> <p>(国際海上運輸業における運送原価の配賦)</p> <p>19-3-11 国内及び国外にわたる船舶による運送の事業(以下19-3-11において「国際海上運輸業」という。)を営む連結法人の<u>連結国外所得金額の計算上損金の額に算入する運送の原価の額は、原則として個々の運送ごとに計算するのであるが、その計算が困難であると認められる連結法人については、各連結法人ごとに継続して次の算式により計算した金額を当該運送の原価の額とす</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>その計算が困難であると認められる連結法人については、各連結法人ごとに継続して次の算式により計算した金額を当該運送の原価の額とすることができる。</p> <p>(算式)</p> $\text{国際海上運輸業に係る当該連結事業年度の運送の原価の額の合計額} \times \frac{\text{分母の金額のうち同号に規定する「国外において行う業務」に係るもの}}{\text{国際海上運輸業に係る当該連結事業年度の運送収入の額の合計額}}$ <p>⑥1 2</p> <p>(共通費用の額の配賦)</p> <p>19-3-12 当該連結事業年度における令第155条の27の2第2項(連結国外所得金額の計算)の規定により準用される令第141条の2第3項(共通費用の額の配分)に規定する共通費用の額(法に規定する引当金勘定への繰入額、措置法に規定する準備金の積立額及び負債の利子の額を除く。以下19-3-14までにおいて「共通費用の額」という。)については、各連結法人の個々の業務ごと、かつ、個々の費目ごとに同項に規定する合理的と認められる基準により国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務(以下この節において「国外業務」という。)に配分するのであるが、個々の業務ごと、かつ、個々の費目ごとに計算をすることが困難であると認められる連結法人については、各連結法人ごとに、全ての共通費用の額を一括して、当該各連結法人の当該連結事業年度の売上総利益の額(利子、配当等及び使用料については、その収入金額とする。以下19-3-12において同じ。)のうちに国外業務に係る売上総利益の額の占める割合を用いて国外業務に係る損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p>	<p>ることができる。</p> <p>(算式)</p> $\text{国際海上運輸業に係る当該連結事業年度の運送の原価の額の合計額} \times \frac{\text{分母の金額のうち国外に源泉があるもの}}{\text{国際海上運輸業に係る当該連結事業年度の運送収入の額の合計額}}$ <p>⑥1 2</p> <p>(販売費、一般管理費等の配賦)</p> <p>19-3-12 当該連結事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(法に規定する引当金勘定への繰入額及び措置法に規定する準備金の積立額を除く。以下19-3-12において同じ。)のうち令第155条の28第6項(連結国外所得金額の計算)の規定により準用される令第142条第6項(共通費用の配賦)に規定する共通費用(負債の利子を除く。以下19-3-14までにおいて「共通費用」という。)の額を同項の規定により国内源泉所得に係る所得を生ずべき業務(以下この節において「国内業務」という。)と国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務(以下この節において「国外業務」という。)とに配分する場合において、個々の費目ごとにその計算をすることが困難であると認められる連結法人については、原則として、各連結法人ごとに、全ての共通費用を一括して、当該各連結法人の当該連結事業年度の売上総利益の額(利子、配当等及び使用料については、その収入金額とする。以下19-3-12において同じ。)のうちに国外業務に係る売上総利益の額の占める割合を用いて国外業務に係る損金の額として配</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る。</p> <p>⑥1 連結法人（金融及び保険業を主として営む連結法人を除く。）の国外業務に係る収入金額の全部又は大部分が利子、配当等又は使用料であり、かつ、当該連結法人の当該連結事業年度の個別所得金額（法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する「個別所得金額」をいう。）のうち<u>個別調整国外所得金額（令第155条の29第1号（連結控除限度個別帰属額の計算）に規定する「個別調整国外所得金額」をいう。）</u>の占める割合が低いなどのため課税上弊害がないと認められる場合には、当該連結事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の<u>額のうち</u>国外業務に関連することが明らかな費用の<u>額のみが</u>共通費用の<u>額</u>であるものとして国外業務に係る損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>2</p> <p>（欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理）</p> <p>19-3-20</p> <p>.....<u>法第69条第1項から第3項まで、第10項及び第11項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>（外国法人税を課さないことの意義）</p> <p>19-3-21 <u>令第155条の28第4項各号</u>.....</p> <p>（外国法人税額に増額等があった場合）</p> <p>19-3-26</p> <p>.....<u>法第69条第1項から第3項まで、第10項及び第11項</u>.....</p>	<p>分すべき金額を計算するものとする。</p> <p>⑥1 連結法人（金融及び保険業を主として営む連結法人を除く。）の国外業務に係る収入金額の全部又は大部分が利子、配当等又は使用料であり、かつ、当該連結法人の当該連結事業年度の個別所得金額（法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する「個別所得金額」をいう。）のうち<u>個別国外所得金額（令第155条の30第1号（連結控除限度個別帰属額の計算）に規定する「個別国外所得金額」をいう。）</u>の占める割合が低いなどのため課税上弊害がないと認められる場合には、当該連結事業年度の販売費、一般管理費その他の費用のうち国外業務に関連することが明らかな費用（<u>例えば国外の関連会社を管理する部門の人件費、国外の子会社への出向者に係る給与の較差補填金等</u>）のみが共通費用であるものとして国外業務に係る損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>2</p> <p>（欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理）</p> <p>19-3-20</p> <p>.....<u>法第69条第1項から第5項まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>（外国法人税を課さないことの意義）</p> <p>19-3-21 <u>令第155条の28第5項各号</u>.....</p> <p>（外国法人税額に増額等があった場合）</p> <p>19-3-26</p> <p>.....<u>法第69条第1項から第5項まで</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(掛)</p> <p>19-3-27 <u>削 除</u></p> <p> </p> <p>(引当金勘定の取崩し等による益金の額の収入金額からの除外)</p> <p>19-3-32</p> <p>.....<u>法第 48 条第 3 項</u>.....益金算入額等の益金算入額...</p> <p>.....</p> <p>(個別欠損金額を有する連結法人の連結控除限度個別帰属額)</p> <p>19-3-37</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(掛)</p> <p> </p> <p><u>(貸付金に準ずるもの)</u></p> <p>19-3-27 <u>令第155条の27第2項本文括弧書(利子等の範囲)に規定する「貸付金その他これに準ずるもの」には、次に掲げるようなものが含まれることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>預け金のうち預貯金以外のもの</u></p> <p>(2) <u>保証金、敷金その他これらに類する債権</u></p> <p>(3) <u>前渡金その他これに類する債権</u></p> <p>(4) <u>他人のために立替払をした場合の立替金</u></p> <p>(5) <u>取引の対価に係る延払債権</u></p> <p>(6) <u>保証債務を履行したことに伴って取得した求償権</u></p> <p>(7) <u>損害賠償金に係る延払債権</u></p> <p>(8) <u>当座貸越に係る債権</u></p> <p> </p> <p>(内部取引による益金の額の収入金額からの除外)</p> <p>19-3-32</p> <p>.....<u>法第48条</u>.....益金算入額等の<u>内部取引に関する</u>益金算入額.....</p> <p> </p> <p>(個別欠損金額を有する連結法人の連結控除限度個別帰属額)</p> <p>19-3-37</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>同項の調整連結国外所得金額</u>……………<u>個別調整国外所得金額</u>……………<u>個別調整国外所得金額</u>……………<u>個別調整国外所得金額</u>……………</p>	<p>……………<u>同条第3項(連結控除限度額の計算)の連結国外所得金額</u>…………… ……………<u>個別国外所得金額</u>……………<u>個別国外所得金額</u>…………… <u>個別国外所得金額</u>……………</p>
<p><u>(国外事業所等帰属所得を認識する場合の準用)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>19-3-39 法人税基本通達 20-2-1《恒久的施設帰属所得の認識に当たり勘案されるその他の状況》から 20-2-4《恒久的施設において使用する資産の範囲》までの取扱いは、連結国外所得金額の計算の基礎となる国外事業所等帰属所得を認識する場合について準用する。</u></p>	
<p><u>(振替公社債等の運用又は保有)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>19-3-40 法人税基本通達 20-2-6(振替公社債等の運用又は保有)は、連結国外所得金額の計算の基礎となる法第69条第4項第2号《国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得》に掲げる国外源泉所得を認識する場合の令第145条の3第1号《国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得》に掲げる債券の範囲について準用する。</u></p>	
<p><u>(機械設備の販売等に付随して行う技術役務の提供)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>19-3-41 法人税基本通達 20-2-12(機械設備の販売等に付随して行う技術役務の提供)は、連結国外所得金額の計算の基礎となる法第69条第4項第4号《(人的役務提供事業の所得)》に掲げる国外源泉所得を認識する場合の令第145条の5第3号《(人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲)》に掲げる「科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業」から除かれる「機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>場合における当該事業」の範囲について準用する。</u></p> <p><u>(船舶又は航空機の貸付け)</u></p> <p><u>19-3-42 連結国外所得金額の計算の基礎となる法第 69 条第 4 項第 5 号(船舶等の貸付けによる所得)に掲げる国外源泉所得を認識する場合の同号に掲げる船舶又は航空機の貸付けによる対価とは、船体又は機体の賃貸借であるいわゆる裸用船(機)契約に基づいて支払を受ける対価をいい、乗組員とともに船体又は機体を利用させるいわゆる定期用船(機)契約又は航海用船(機)契約に基づいて支払を受ける対価は、これに該当しない。</u></p> <p><u>(備) 1. いわゆる定期用船(機)契約又は航海用船(機)契約に基づいて支払を受ける対価は、同項第 14 号の運送の事業に係る所得に該当する。</u></p> <p><u>2. 連結法人が非居住者又は外国法人に対する船舶又は航空機の貸付け(いわゆる裸用船(機)契約によるものに限る。)に基づいて支払を受ける対価は、たとえ当該非居住者又は外国法人が当該貸付けを受けた船舶又は航空機を専ら国内において事業の用に供する場合であっても、同項第 5 号に掲げる国外源泉所得に該当することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(振替公社債等の利子)</u></p> <p><u>19-3-43 法人税基本通達 20-2-6(振替公社債等の運用又は保有)は、連結国外所得金額の計算の基礎となる法第 69 条第 4 項第 6 号(利子等の所得)に掲げる国外源泉所得を認識する場合の同号イに規定する債券の範囲について準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(貸付金に準ずるもの)</u></p> <p><u>19-3-44 連結国外所得金額の計算の基礎となる法第 69 条第 4 項第 8 号(国</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>外において業務を行う者に対する貸付金の利子)に掲げる国外源泉所得を認識する場合の同号に規定する「国外において業務を行う者に対する貸付金」に準ずるものには、国外において業務を行う者に対する債権で次に掲げるようなものが含まれることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>預け金のうち同項第6号ロに規定する預貯金以外のもの</u></p> <p>(2) <u>保証金、敷金その他これらに類する債権</u></p> <p>(3) <u>前渡金その他これに類する債権</u></p> <p>(4) <u>他人のために立替払をした場合の立替金</u></p> <p>(5) <u>取引の対価に係る延払債権</u></p> <p>(6) <u>保証債務を履行したことに伴って取得した求償権</u></p> <p>(7) <u>損害賠償金に係る延払債権</u></p> <p>(8) <u>当座貸越に係る債権</u></p> <p><u>(工業所有権等の意義)</u></p> <p><u>19-3-45 法人税基本通達 20-3-2(工業所有権等の意義)は、連結国外所得金額の計算の基礎となる法第69条第4項第9号(使用料等の所得)に掲げる国外源泉所得を認識する場合の同号イに規定する「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」(以下19-3-46において「工業所有権等」という。)の意義について準用する。</u></p> <p><u>(使用料の意義)</u></p> <p><u>19-3-46 連結国外所得金額の計算の基礎となる法第69条第4項第9号(使用料等の所得)に掲げる国外源泉所得を認識する場合の同号イの工業所有権等の使用料とは、工業所有権等の実施、使用、採用、提供若しくは伝授又は工業所有権等に係る実施権若しくは使用权の設定、許諾若しくはその譲渡の承諾に</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>つき支払を受ける対価の一切をいい、同号ロの著作権の使用料とは、著作物（著作権法第2条第1項第1号（定義）に規定する著作物をいう。以下19-3-46において同じ。）の複製、上演、演奏、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物の利用又は出版権の設定につき支払を受ける対価の一切をいうのであるから、これらの使用料には、契約を締結するに当たって支払を受けるいわゆる頭金、権利金等のほか、これらのものを提供し、又は伝授するために要する費用に充てるものとして支払を受けるものも含まれることに留意する。</u></p> <p><u>（備品の範囲）</u></p> <p><u>19-3-47 連結国外所得金額の計算の基礎となる法第69条第4項第9号（使用料等の所得）に掲げる国外源泉所得を認識する場合の令第145条の7第1項（国外業務に係る使用料等）に規定する器具及び備品には、美術工芸品、古代の遺物等のほか、観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供される生物が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>（利子の範囲）</u></p> <p><u>19-3-48 法人税基本通達3-2-1（(4)、(5)及び(7)を除く。）（支払利子の範囲）は、連結国外所得金額の計算の基礎となる国外事業所等帰属所得を認識する場合の法第69条第8項（外国税額の控除）に規定する利子の範囲について準用する。</u></p> <p>（外国法人税の換算）</p> <p><u>19-3-49</u></p> <p>.....<u>19-3-49</u>.....</p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（外国法人税の換算）</p> <p><u>19-3-39</u></p> <p>.....<u>19-3-39</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>.....<u>19-3-49</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>(1)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>.....<u>19-3-39</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>
(廃 止)	<p><u>(連結国外所得金額等の計算の明細書の添付)</u></p> <p><u>19-3-40 連結法人が法第81条の15(連結事業年度における外国税額の控除)</u> <u>の規定の適用を受ける場合には、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書</u> <u>に連結国外所得金額の計算に関する明細を記載した書類を添付するものとす</u> <u>る。</u></p>
<p>(外国法人税を課されたことを証する書類及びその提出先)</p> <p><u>19-3-50</u></p>	<p>(外国法人税を課されたことを証する書類及びその提出先)</p> <p><u>19-3-41</u></p>

三 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、連結法人の法第15条の2第1項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度が平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>